

令和 2 年度 医療渡航についての認知度向上に向けた Web 型プロモーション実施に関する
「日本医療の強み」プロモーション動画 講演者募集について

I. 公募内容

経済産業省令和 2 年度「国際ヘルスケア拠点構築促進事業『医療国際展開推進事業』」
医療渡航についての認知度向上に向けた Web 型プロモーション実施に関する「日本医療の強み」プロモーション動画作成に係る講演協力

II. 実施概要

- ・ 医療渡航についての認知度向上に向けたプロモーションとは、日本医療の国際展開を戦略的に推進するターゲット国（以下「ターゲット国」という。）において、当該ターゲット国の医療従事者や保健行政担当者等の医療関係者、医療渡航支援事業者、患者に対し情報提供等のプロモーションを通じ、日本への医療渡航についての認知度向上を図るものである。
- ・ プロモーション内容は Web を活用し、ターゲット国向けの Web セミナーの実施、SNS を含めたオンライン情報発信プラットフォームの構築、ならびに動画等のコンテンツ発信を予定する。
- ・ プロモーション対象者は中国、ベトナム、日本国内に拠点を有する医療渡航支援事業者、及び医療従事者、関連省庁（政府機関）、患者を含めた一般市民等を想定する。ただしこの限りではない。
- ・ プロモーションの実施時期は以下実施概要を参照。作成した動画については、Web セミナー内での放映ならびにオンラインプラットフォームでの配信を予定。

【中国向け Web 型プロモーション（Web セミナー）実施概要】

1. 時期（予定）：2020 年 11 月～2021 年 1 月
2. プログラム（予定）：3 時間／回程度、上記期間内で 2 回程度の実施を想定

【ベトナム向け Web 型プロモーション（Web セミナー）実施概要】

1. 時期（予定）：2021 年 1 月上／中旬
2. プログラム（予定）：3 時間／回程度、上記期間内で 2 回程度の実施を想定

III. 動画作成に際する講演者募集について

① 講演内容

- ・ 「日本における医療の強みガイドンス（平成 31 年度医療国際展開推進事業）」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryoudownloadfiles/pdf/31fy_tsuyomi.pdf を参照の上、次の項目から 1 点につき紹介する講演を実施。
(ア) がんの早期発見・早期診断
(イ) 粒子線治療～重粒子線／陽子線治療～

- ・ 講演内容については本事業受託団体（MEJ）が指定するスライドに沿い、内容・形式を策定する。患者並びに患者家族、一般聴講者にとって理解のしやすいものとし、具体的には病院等で実施される患者教室での内容程度の水準を想定する。
 - ・ 講演内容に明示的に所属病院・団体や製品・サービスに関する説明や表示を入れることを避け、経済産業省事業として「オールジャパンで日本の医療の強みをプロモーションするもの」にふさわしい講演内容とする。
 - ・ 講演内容は、（ア）（イ）をテーマにしつつ、日本の保険診療、保険診療と併用ができる先進医療の範囲の診療、および健診・検診に限った内容とする。
 - ・ 講演者は医師であることが望ましく、医師単独でなくとも、医療従事者との共演も可能とする。
 - ・ 講演内容・形式については本事業受託団体（MEJ）と適宜協議することとする。
- ② 動画作成方法について
- ・ 講演の撮影および編集は本事業受託団体（MEJ）の指定する事業者の協力のもと行う。
 - ・ 講演は原則講演者の所属する病院・団体にて行うことを想定し、講演の撮影は必要最低限度の人数で行うなど、感染症対策を徹底したうえで行うものとする。
 - ・ 講演撮影予定の 2 週間前までに、講演内容の概要と使用資料、日本語でのスクリプトを本事業受託団体（MEJ）ならびに MEJ 指定の事業者へ共有する。
 - ・ 講演の撮影に必要な機材は本事業受託団体（MEJ）と指定事業者が準備する。
 - ・ 講演での使用言語は日本語、もしくは英語とする。動画編集にあたっての翻訳は本事業受託団体（MEJ）ならびに MEJ 指定業者が行う。
 - ・ 納品物の仕様については本事業受託団体（MEJ）と適宜協議することとする。
- ③ 講演動画の利用範囲について
- ・ 本事業継続期間中の Web 型プロモーション、及び今後の日本の医療の強みプロモーション時の利用を想定する。
- ④ 講演撮影時期について
- ・ 2020 年 10 月中旬以降を想定。スケジュール等の詳細は本事業受託団体（MEJ）と協議の上決定することとする。
- ⑤ 報酬／謝金支払いについて
- ・ 令和 2 年経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアルの基準に準ずる。

IV. 特記事項

- ・ 講演者については、渡航受診者の受入経験があることが望ましく、所属病院・団体では、年間 10 人以上の渡航受診者の受入実績を有するものとする。
- ・ 本プロモーションは、日本への医療渡航の認知度向上を目指すものであるが、日本国民への医療提供体制の維持と向上を大前提とした取り組みであることを理解した上で、応募すること。

V. 提出書類

1. 下記の内容を明記した実施計画書（様式自由）

(ア) 事業に関わるネットワーク及び関係する実績等

(イ) Ⅲにおける講演者名及び略歴

(ウ) Ⅲにおける講演内容に係る意見

Ⅵ. その他

参加者は、本業務の選考過程その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去すること。

以上